

平成16年度事業計画

自 平成16年4月 1日

至 平成17年3月31日

テロや大量破壊兵器のない世界の実現が人類的課題になっているにもかかわらず、現実には今も圧政や宗教問題に起因する争いによって苦しむ人々が多く存在し、難民・避難民の発生はあとを絶たない。また、貧困や身体的障害など様々な事情により社会的に弱い立場に置かれている人たちが大勢救いの手を求めている。わが国社会はようやく明るい兆しがみえてきたといわれているが、朝野をあげてその克服に取り組まなければならない状況にある。しかし一方ではアジアの先進国にふさわしい行動が外国の人たち、特に近隣諸国から期待されている。平成16年度事業を遂行するにあたっては、国際社会でわが国が果たすべき役割の重さと当財団の公益法人としての使命を更に自覚し、当財団の実施しているアジア諸国の孤児、母子、難民等に対する福祉、教育、救援等の業務を通じて、アジア諸国との一層の友好と親善を深め、ささやかではあっても同地域の安定に貢献することを目標に、下記の事柄を実施するものとする。

記

1. アジア諸国に於ける孤児、母子、難民等に対する福祉、教育等の業務の進歩向上に資するため、国内外の情報、資料の収集並びに情報の交換及び広報活動を行う。
2. アジア諸国に於ける孤児、母子等の福祉、教育施設等の整備及びアジア諸国の教育関係者の教育交流に対し資金援助を行う。
3. 昨年に引きつづきアジア諸国に於ける孤児、母子等の社会福祉事業に従事している関係者（16ヶ国、各々5名計80名）をわが国へ招へいし、わが国の社会福祉について研修や見学等を実施する。その際、歴史、伝統、文化などを紹介し、アジア地域の社会福祉の進歩向上に資すると共に、福祉を通じてわが国と被招へい国並びに各国相互間の交流を行い、相互理解と友好親善の増進を図る。第1回は4月4日(日)から4月11日(日)迄、バングラデシュ、パキスタン、フィリピン、シンガポールの4ヶ国、第2回は5月30日(日)から6月6日(日)迄、カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナムの4ヶ国、第3回は9月26日(日)から10月3日(日)迄、インド、マレーシア、ネパール、スリランカの4ヶ国、第4回は11月14日(日)から11月21日(日)迄、インドネシア、韓国、台湾、タイの4ヶ国の社会福祉関係者各5名をそれぞれ同時に招へいする。

4. 定住インドシナ難民は、現在11,000余名が我が国に定住し、各分野において活躍し安定した生活を営んでいる。この人たちが希望をもって一層の努力をするよう激励すると共に、日頃ご支援ご協力を頂いている一般の方々に感謝し、更なる協力を願うため、雇用主等協力者には感謝状を、他の模範となる難民定住者には表彰状を授与する式典と、難民の民族舞踊、歌などによるアトラクションの行事を行う「第25回定住インドシナ難民とのつどい」「愛と感謝のフェスティバル」を、10月24日(日)、品川区立総合区民会館「きゅりあん」に於て開催する。
5. アジアからの福祉関係者に配布しているテキストブックを新たにモンゴル語、インドネシア語、タイ語に翻訳し各200部作成する。このテキストブックは厚生労働省や奈良県などの協力を得て作成しており、わが国の福祉政策をアジアの人たちに母国語で解説するうえで貴重な資料、との評価を得るに至ったので、ホームページなどで紹介し、地方団体や公益法人から入手の希望があれば配布する。
6. 善意の一般からの一円募金（募金箱）を継続実施する。
7. 政府の委託を受け、難民事業本部が国際救援センター及び関西支部を含む事業本部の管理・運営に関する8.から14.の業務を実施する。
8. 日本に定住を希望しているインドシナ難民（合法出国計画及び一般入国によるラオス・カンボジアからの呼び寄せ家族を含む）に対し、本邦定住の促進又は自活の援助を図るため、次の事業を実施する。
 - (1)国際救援センターへの受入れ、日本語教育、社会生活適応指導、職業紹介の実施及び職業訓練の委託等
 - (2)雇用促進に関する業務
 - (3)定住手当、教育訓練援助金等生活援助費及び各種の就職援助費等の支給
 - (4)合法出国計画に基づくベトナムからの本邦入国希望者の面接調査
 - (5)社会適応上の諸問題についての相談指導及びコミュニティー活動を支援する業務
 - (6)日本語学習を支援するため、ボランティア団体等への教材の提供、及びボランティア団体の日本語指導者の活動等の援助
 - (7)その他本邦定住の促進又は自活の援助に必要な事業の実施
9. 条約難民及びその家族等に対し、本邦定住の促進を図るため、次の事業を実施する。
 - (1)国際救援センターへの受入れ、日本語教育、社会生活適応指導、職業紹介の実施及び職業訓練の委託等
 - (2)雇用促進に関する業務

- (3)定住手当等生活援助費及び各種の就職援助費等の支給
- (4)社会適応上の諸問題についての相談指導及びコミュニティー活動を支援する業務
- (5)日本語学習を支援するため、ボランティア団体等への教材の提供、及びボランティア団体の日本語指導者の活動等の援助
- (6)その他本邦定住の促進に必要な事業の実施

10. 個別に我が国の庇護を求める外国人(以下「難民認定申請者等」という)のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うため、次の事業を実施する。

- (1)難民認定申請者等に対する保護措置の実施に必要な調査
- (2)難民認定申請者等に対する次の保護措置の実施
 - (イ)生活費その他の必要経費の支給
 - (ロ)生活状況の把握及び生活指導等
 - (ハ)緊急避難施設に関すること

11. インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。

12. 国際社会が日本に対し、資金援助のみならず難民発生地域における積極的な人道支援活動を期待している現状から、海外において日本の顔が見える難民支援事業を行うため、次の事業を実施する。

- (1)難民・避難民発生地域における国連機関等の活動状況把握
- (2)難民・避難民発生地域におけるニーズ調査
- (3)難民帰還に伴う国連機関等の活動状況把握
- (4)難民帰還に伴うニーズ調査
- (5)難民受入に関する国連機関等の活動状況把握
- (6)難民受入に関するニーズ調査
- (7)民間援助団体の活動状況等情報収集及び取りまとめ並びに同団体への難民関連情報提供
- (8)国連機関等と日本の民間援助団体との連絡調整

13. 人道支援分野における草の根活動の活発化のため、体系的に指導・教育を実施し、知識・経験とともに豊富な国内外のボランティア要員を育成するとともに、これら活動を通じて民間援助団体等との連携を強化するため、次の事業を実施する。

- (1)ボランティア育成講座の実施
- (2)民間援助団体等との交流・連携強化
- (3)難民支援活動ワークショップの開催

14．定住インドシナ難民等に対する寄付金、寄贈物の受入れ及び支出管理に関する業務を実施する。